埼玉県社会保障推進協議会 2023年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

杉戸町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、 患者申出療養の創設等の措置を講じるため、平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築する ための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

なお、この法律により、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となっています。

杉戸町においても、国民健康保険加入者が病気やけがをした際にも安心して医療を受けることができるよう努めています。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

第3期国民健康保険運営方針につきましては、都道府県が定めるものであり、現在、埼玉県 国民健康保険運営協議会や埼玉県国民健康保険運営推進会議において、協議が行われていると ころです。

杉戸町では、運営方針や杉戸町国民健康保険事業の財政状況、また杉戸町国民健康保険運営協議会での御意見等を踏まえながら、保険税率(額)を決定してまいりたいと考えています。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行って

ください。

【回答】

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施 行により、埼玉県が財政運営の主体となっています。

杉戸町としては、国民健康保険の被保険者のみならず、総合的な観点から住民福祉の向上に 努めてまいります。

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ 国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備す るように県に要請してください。

【回答】

国民健康保険は、年齢構成が高く医療水準が高い、低所得者の被保険者が多い、所得に占める保険料の負担が多いなどといった構造的な問題があるため、継続して、埼玉県等を通して医療保険制度の一本化や国庫負担率の引き上げなどを国に要望してまいります。

また、地域の医療提供体制につきましては、埼玉県はもちろん、地域の医師会とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えています。

④国保法 77 条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

令和4年4月1日より、子育て世帯の負担の軽減の観点から未就学児の均等割保険税の5割 軽減が開始されています。

そして、この軽減措置が講じられたことに伴い、令和4年7月25日付で、厚生労働省保険 局国民健康保険課より「未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方について」の事 務連絡がございました。

この通知によりますと、国民健康保険税を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険税の減額賦課について条例で定めることはできないとの見解が示されておりますので、御理解をお願いいたします。

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。
 - ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に 応じた応分の保険税の負担も必要であると考えています。

また、埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)では、「令和9年度には全ての市町村で、所得割と均等割の2方式となることを目指します。」と記載されています。

このようなことから、杉戸町でも所得割と均等割の2方式を採用しているところです。

なお、応能割と応益割の割合については、運営方針や標準保険税率等を参考に、杉戸町国民 健康保険運営協議会委員の御意見を踏まえて、検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

- (2)埼玉県第3期国保運営方針について④をご覧ください。
- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)では、決算補填目的の法定外一般会計繰入金を削減・ 解消すべき赤字と定義しており、赤字市町村には、令和8年度までに赤字を解消する段階的な 目標を設定するよう求めています。

国民健康保険を将来にわたって安定的に運用し、持続可能な制度とするためには、保険税や 公費負担による収入と、保険給付等に係る支出の均衡が取れていることが重要でありますので、 一般会計からの決算補填目的の法定外繰入につきましては考えておりません。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

杉戸町国民健康保険財政調整基金の残高は令和4年度末で約179万円となっており、国民健康保険税の収入状況や医療費の支出状況によっては、保険税の見直しも必要となってきます。

- (4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。
 - ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

国民健康保険法第9条第10項では、国民健康保険税を滞納している世帯主に対して、特別の有効期限を定めた被保険者証を発行することができることになっています。

一部の滞納者にあっては、短期被保険者証の窓口交付による納税相談(納税指導)を実施しており、被保険者間の負担の公平の確保と生活実態などの把握による必要な措置を行うため、 今後も引き続き、短期被保険者証を発行する予定です。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

前述のとおり、被保険者間の負担の公平の確保と生活実態などの把握による必要な措置を行うため、一部の滞納者に対する短期被保険者証の窓口交付による納税相談(納税指導)は、今後も引き続き実施する予定です。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

国民健康保険法第9条第3項では、国民健康保険税を滞納している世帯主に対しては、被保 険者証の返還を求めることができるものとされており、被保険者証を返還したときは、市町村 は当該世帯主に被保険者資格証明書を交付するものとされています。

なお、杉戸町では、現在、資格証明書の発行の実績はございません。

- (5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。
- ① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。

【回答】

マイナンバー法の一部改正により、2024年秋に健康保険証が廃止され、マイナンバーカードが保険証代わり(一体化)となります。

また、マイナンバーによりオンラインで資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等が受けられるよう、「資格確認書」を提供することとなりました。

今後、国より具体的な事務手続き等について明示されると思いますので、遺漏なきよう準備 を進めてまいりたいと考えています。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】

現在、杉戸町では有効期限が6カ月の短期被保険者証を発行しています。

なお、マイナンバー法の一部改正により、短期被保険者証の仕組みは廃止されることとなり ました。

- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

減免制度については、規則等の定めるところにより、納税相談等を通して、申請者の個々の 状況や、生活実態等を十分に把握したうえで総合的に判断し、適正に対応しています。

また、国の基準に基づき 7 割・5 割・2 割の割合で軽減しており、新たに基準が改正された場合には、順次、対応してまいります。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。 【回答】

国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金の減免につきましては、規則等の定めるところにより、納税相談等を通して、申請者の個々の状況や、生活実態等を十分に把握したうえで総合的に判断し、対応します。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

減免等の申請書は住所、氏名、申請事由など、必要最低限の記載内容となっております。また、窓口に来られた方には、記入の仕方をご案内しております。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金の減免につきましては、事前の審査等が必要であり、また、医療機関における対応も煩雑になることから、会計窓口での対応は難しいと考えています。

- (8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください
 - ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

国保税の徴収については、納税者の生活状況に応じ、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の規定に基づき、柔軟に対応しております。

また、コロナ禍での収入減少や物価上昇による生活困窮などにより納税相談に来られる方が多いことから、滞納者の生活実態の聴き取りや、個々の実情を十分把握するとともに、生活支援する部署との連携を図っております。

今後も、これらを通して、生活収支の見直しの提案や、相談専門機関につなげることにより、 納税における信頼関係を構築することに加えて、滞納者の生活再建に資するよう取り組んで まいります。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

差押え等の滞納処分を執行する際には、国税徴収法の差押禁止財産や、差押禁止額(最低生活費の保障)を除くことは無論のこと、滞納者の生活状況や個々の実情を十分把握したうえで行っております。

今後も、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の規定に基づき、納税者の生活状況に応じた 国保税の徴収に取り組んでまいります。 ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

差押え等の滞納処分を執行する前に、来庁要請や差押の予告を行い、十分に滞納者との交渉 の機会を設けて、分割納付などの滞納解消に向けて交渉を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

平日に納税相談が難しい滞納者のために、毎月1回、日曜窓口を設けており、交渉の機会を 増やすことで、滞納者の生活実態の把握に努めております。

- (9) 傷病手当金制度を拡充してください。
 - ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

被用者以外の方、いわゆる個人事業主などの方への傷病手当金の支給については、自治体での対応に格差が出ないよう国が推進し、国から自治体への財政支援を行うものと考えており、 国の動向を注視してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことにより、令和5年5月 8日以降の傷病手当金に対する国の財政支援は終了しました。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更したことに伴い、国の財政支援が終了をしたため、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金については、支給しないこととなりました。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国民健康保険運営協議会の委員の選任につきましては、公益を代表する委員及び保険医又は

保険薬剤師を代表する委員については、各種団体や医師会等へ委員推薦の依頼を行い、推薦いただいた本人の承諾を得た上で委嘱しています。

また、被保険者を代表する委員につきましては、任期満了となる委員に対し、引き続き委員と してご就任してくださるようお願いをし、ご承諾をいただけなかった場合にだけ、新たな委員を 探しています。

公募制の導入につきましては、委員の募集から審査、決定までに相当の時間を要しますので、 任期満了となる委員に対し再任のお願いする時期を考えますと、現状の推薦制を維持してまい りたいと考えています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

平成 30 年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行されたところですが、 資産管理(被保険者証等の発行)・保険料(税)率の決定・賦課・徴収・保険給付・保健事業等 については、引き続き市町村が行うこととされています。

また、国民健康保険法第 11 条では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされており、杉戸町の運営協議会は引き続き存続され、町民の意見が反映されるものとなっております。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の検査料金は1件当たり約1万円の費用がかかっています。自己負担額は1件当たり、1,000円と低額となっていますので、受益者負担の原則を踏まえ、無料化を行う予定はありません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

毎年、8 月~10 月の集団健診時には、がん検診と特定健診が同時に受けられるよう実施しています。また、この集団健診においては、インターネット予約を取り入れ、被保険者の方の利便性の向上を図っています。

③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

今年度も、SMSによる受診勧奨や人工知能技術を用い、特定健康診査対象者の健康意識や 過去の受診履歴などのデータを基に、勧奨対象者を 7 つのタイプ別に分類し、各グループに最 も効果的な受診勧奨通知を送付します。 ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

保健予防事業の遂行のために取り扱う個人情報は、個人の重要な財産であると認識し、個人情報の保護に関する法令や杉戸町個人情報保護条例等に基づいて、適正に管理し、厳重な注意を払っています。

また、一部の業務を外部に委託する場合には、委託先と個人情報取扱注意事項を含めた業務委 託契約を締結し、適切な監督を行っています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022 年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

2022 年度末で、約 15 億 4,092 万円です。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

国民健康保険において法定外繰入金等の解消が進められていますので、財政調整基金を活用して、新たに国民健康保険特別会計へ繰り出すことは考えておりません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度のあり方につきましては、毎年、埼玉県後期高齢者医療広域連合から全国 後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に要望を行っております。また、窓口負担のあり方 につきましても、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、疾病、生活状況等の実態 及び所得状況等を考慮し、被保険者に十分な配慮をすることを要望しております。

なお、窓口負担2割化につきましては、少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、必要とされる保険料総額も急速に増加していくことが予想されます。その一方で、現役世代の負担も限界に近づいており、若い世代の負担を減らしていくことも重要な課題となっております。そのような状況の中、高齢者の生活への影響と医療制度の安定的な運営に配慮したものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

窓口負担2割になることで影響が大きい外来の受診につきましては、施行後3年間は、ひと月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されております。急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制にならないよう配慮されているため、独自の軽減措置は考えておりません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

現在、後期高齢者の健康診査の実施と歯科健診結果を活用したフレイル対策を行い、高齢者の健康状態の把握に努めております。

今年度から開始する「保健事業と介護予防の一体的な実施」を進めていく中で、医療機関の 受診の有無や健康診査の受診の有無など総合的な判断に基づき、高齢者への見守りや健康状態 のさらなる把握に努めてまいります。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、宿泊施設への補助を年度内2泊まで、1泊につき2,000円を助成しております。厳しい財政状況の中でございますが、利用補助を維持してまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。 【回答】

特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の被保険者を対象に、健康診査を実施しております。令和2年度から無料で受診できるようになり、令和5年度も引き続き無料で受診できるようにしております。

次に、人間ドックへの補助につきましては、高齢者の健康の保持増進を目的として、年度内1回、30,000円を上限として助成しております。受益者負担の観点から、検査費用と助成額の差額につきましては、本人負担とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続いて、ガン健診につきましては、保健センター事業として実施しており、70歳以上の方は 受診費用が免除になっております。

また、歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合で、前年度 75 歳または 80 歳の被保険者を対象に、歯科健康診査を実施し、無料の受診券を交付しております。

なお、難聴検査につきましては、高齢者の健康診査が広域連合から委託を受けて実施しており、検査項目は国が示している特定健診の検査項目を基本としているため、検査項目には含まれておりません。広域連合では、実施する場合は全額検査費用を保険料で負担する必要があり、保険料額に影響を与えるものとなるため慎重に検討しなければならないと示しております。当

町においても、難聴検査を実施できる医療機関が限定されるなどの課題があり、難聴検査を無料で実施することは困難であると考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

補聴器につきまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合では、障害福祉の枠組みの中で支援対象としているものであり、治療による医療給付を目的とする医療保険制度にはなじまないものとして、補聴器助成制度の創設は困難であるとの見解を示しております。

なお、埼玉県後期高齢者医療広域連合から全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に 要望しております。当町としましては、必要に応じて埼玉県後期高齢者医療広域連合へ要望し てまいりたいと考えております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。 国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

急速な高齢化の進展による医療需要の大きな変化が見込まれる中、地域ごとに異なる条件や 実情を踏まえた将来の医療提供体制に関する構想を定めることが医療法により規定されており ます。町といたしましては、国や県の地域医療構想についての動向を注視しながら、情報収集を 行ってまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者の確保につきましては、埼玉県において埼玉県地域保健医療計画を策定し、医療従事者の確保に取組んでいるところです。町といたしましては、こうした県の取組みを注視しながら、必要に応じて連携・協力してまいります。

- 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために
 - (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

町では、保健センターが新型コロナウイルス感染症の相談窓口となり、相談に対応するほか、 ワクチン接種の実施等を実施しています。保健センターの人員体制につきましては、健康づく り・保健予防活動の推進等に係る町の施策や業務内容に応じて適正に保健師を配置してまいり ます。 (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

保健所の増設や体制強化につきましては、今後の感染状況や県の体制整備状況等を注視しながら連携してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

『高齢者施設』

公益財団法人日本財団が高齢者施設や介護サービス事業所を対象に無料で行っていた PCR 検査が終了したことを受け、令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内のすべての介護サービス事業所に対して、一人当たり6回分の抗原検査キット (5,300回分)を無料で配布いたしました。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合には、対策を検討してまいります。 『保育園、幼稚園、小・中学校』

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和5年5月8日以降5類感染症とすることとされ、政府の基本的対処方針の廃止等を受け、臨時休園の取扱いや濃厚接触者等に関する取扱いが廃止となったところです。

保育園・幼稚園においては、基本的な感染対策として、一般的な感染症対策や健康管理が重要であると考えており、引き続き、手洗いや換気等の徹底をはじめ、園児の健康状態の把握に努めていきます。

小・中学校においても、今後も感染対策への徹底した取組を行っていくことで、感染防止を 図ってまいります。

(4) PCR 検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

PCR 検査につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことから、 法律等に基づく公費負担が令和5年5月7日で終了しました。町といたしましては、今後の感染 状況等に応じた国や県の対応を注視し必要に応じて連携協力してまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、充分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

国は要介護1・2の総合事業への移行やケアマネジメントの自己負担導入、2割負担対象者の

拡大を考えているということは新聞等の報道でも聞いたところです。しかしまだ決定されたものでもなく、また持続可能な保険制度の運営という観点からも町では判断が難しいところです。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

今年度第9期介護保険事業計画を策定しますが、そこで3年間の保険料を決定いたします。第1号被保険者の介護保険料の負担は介護保険利用者の増加と共に増加していることは理解しておりますが、3年間の需要を見据えて計画期間の保険料変更がないよう保険料を決定させていただきたいと考えております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。 さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の 個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料は前年の所得状況に比例するよう、各第 1 号被保険者を 1 1 段階の所得段階にわけてご負担を決めさせていただいております。また低所得者に関しては国・県・町から負担して軽減し、調整率にして最大 0. 2 5 の軽減措置をしております。更に介護保険法では保険料減額ができるよう定められており、災害による損害や著しい収入減の方等への保険料減額も対応しております。更に杉戸町の独自の減額制度もあり、所得の他に預貯金の状況を見て低所得者を対象に軽減措置をとっております。これからも低所得者の生活状況に沿ったご負担をお願いしていきたいと考えております。

- 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
 - (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険の利用については、主に在宅での介護サービスを中心に要介護度に応じて 1 か月の利用料限度額が定められているところです。介護サービスには掃除や洗濯・食事の準備などの生活援助の性質もあり、必要以上の利用をされないよう限度額が設けられているという認識です。町で独自に助成することは考えておりません。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費(補足給付)」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

令和3年7月における利用者負担段階につきましては、交付した総人数が、第 1 段階が43 人、第2段階は132人、第3段階が274人の合計449人でした。一方令和4年7月におい ては、第1段階が34人、第2段階が141人、第3段階①が54人、第3段階②が192人の合計421人でした。個々の利用者の負担状況の変動についての資料はございませんが、交付した総人数は若干減少しました。この制度について申請忘れがないよう毎年利用者に対して通知を出すなどの周知をしておりますが、これからも努力してまいりたいと考えております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と 居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。 【回答】

当町には独自でグループホーム等への食費や居住費を軽減するような制度はありませんが、低所得の利用者に対して保険利用の一部負担金の25%を助成する制度がございます。アプローチは違いますが低所得者の経済的負担を抑えるよう努めております。

- 6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。
 - (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、経営が悪化し休業や廃業に陥ってしまった介護事業所はございません。

事業者から相談があった場合には、必要に応じて福祉医療機構における融資制度の活用や雇用 調整助成金の活用など、ご案内してまいりたいと考えております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

令和4年度には、杉戸町赤十字奉仕団作製の手作り防護服を町内の認知症高齢者グループホームに寄贈したほか、町内のすべての介護サービス事業所に対して、介護従事者等一人当たり6回分の抗原検査キット(5,300回分)を無料で配布いたしました。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合には、対策を検討してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。 公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

ワクチン接種につきましては、高齢者施設等における集団感染(クラスター)の発生を早期 に抑制するため、各施設内においてワクチン接種を行う「巡回接種」を実施しています。なお、 高齢者施設等の従事者につきましても、住所地に関わらず、入所者等と同時期に各施設内にお いてワクチン接種を受けられるよう対応を図っています。

また、定期的な PCR 検査を実施する予定はございませんが、令和4年度には、町内のすべて

の介護事業所に対して、介護従事者等一人当たり6回分の抗原検査キット(5,300回分)を無料で配布いたしました。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合には、対策を検討してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

施設については、令和3年8月には特別養護老人ホームが100床新規開設いたしました。また令和5年4月にはグループホーム18床が新規開設いたしました。今後も需要を鑑みて整備していきたいと考えております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

杉戸町におきましては、高齢者の総合相談窓口として、身近な場所で支援が行えるよう平成3 1年4月に地域包括支援センターを新たに設置し、現在では3カ所となっており、計画的に整備 を進めております。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

国や県が取り組む、様々な介護職員の育成プログラムの周知を行うとともに、町独自の事業として、生活支援員養成講習等を開催し、地域の介護提供体制のすそ野の一端となる介護人材の育成に努めます。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

令和3年度に、町内の中学生と高校生を対象としたアンケートによる実態調査を実施しました。また、埼玉県教育委員会が作成するヤングケアラーに関する各種リーフレットを活用し、 児童生徒が理解を深めることができるよう、授業等で取り組んでいます。

令和4年9月には、すべてのケアラーが気軽に介護について相談ができる体制として、高齢者に関する相談を365日24時間体制でお受けする「すぎと高齢者よろず電話相談」を開設し、ヤングケアラーを含むケアラーへの周知に努めているところでございます。

また、令和6年4月に向けて、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て

世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を開設するための準備を進めております。ヤングケアラーの支援につきましては、当センターの準備と合せて、福祉、介護、医療、教育等、関係各課での連携を図りつつ、福祉サービスなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含め、支援体制・施策を検討してまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)を廃止し、誰もが必要な介護(予防)サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

町はインセンティブ交付金として令和4年度に 16,584,000 円を交付されました。これは介護保険運用の費用に充てており、結果第 1 号被保険者の保険料の軽減の一助となっております。インセンティブ交付金の廃止について町から国へ要請する予定はございません。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

国・県・町は介護保険の運営費の約50%を負担しており、その中でも国はその1/2を負担しております。町としては国の動向や町の財政状況を勘案し、必要に応じて声を上げていきたいと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

標記計画の策定にあたっては、障害者手帳所持者や障害福祉サービス利用者へのアンケート 調査を行い、基礎資料としていく考えです。

また、障がい者当事者やその家族、識見を有する方等により構成している障がい者計画推進懇話会へ策定の経過について、適宜報告し、ご意見を伺いながら策定を進める予定です。

- 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。
 - (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

地域生活支援拠点事業につきまして、当町は、近隣の3市2町(蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町及び杉戸町)で構成される埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活かして、令和3 年3月22日に地域生活拠点「オリーバ」を設置しました。

現在、地域生活支援拠点「オリーバ」を中心に、障がい者やその御家族、基幹相談支援セン

ター、相談支援事業所、通所施設及び入所施設等の各関係機関の御協力を頂きながら、緊急時の受け入れ対応及び体験の機会・場の提供並びに地域の課題解決に向けた協議をしております。 また、療育手帳所持者の中でも等級の重い方で、これまで障がい福祉サービスの利用がなかった方について調査や訪問を継続的に実施しており、緊急時の対応のみならず、平時より緊急時に備えた事業を実施しております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

町の財政状況を踏まえると、新たな施設整備についての町の独自補助は困難ですが、今後とも、埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、行政や障がい福祉サービス事業者等の様々な関係機関と連携しながら、圏域全体でサービスの充実に関する協議や検討を進めてまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

地域生活支援拠点の事業において、療育手帳所持者の中でも等級の重い方で、これまで障がい福祉サービスの利用がなかった方についての実態を把握するため、訪問調査を継続的に実施しております。

今後とも、各関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点「オリーバ」での地域における居住支援の整備に向けた取組を進めるとともに、訪問調査や意識調査等を実施し、障がい者やその御家族等のニーズを踏まえながら検討を進めてまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護などに関する支援につきましては、地域包括支援センターなどの関係機関から、御質問のようなケースに関する連絡が入りました場合には、福祉課でも実態を確認し、ケースごとに、役場庁内の各課、医療機関、事業所若しくは埼玉県東部中央福祉事務所又は埼玉県幸手保健所などの関係機関と連携した支援につなげるなどの取組を実施しております。

また、当町では、障がい者に関する困りごと相談会を、杉戸町障がい者協議会などの関係団体の御協力を頂いて、毎月開催しております。

このような機関を捉えて、家族の孤立化予防に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら、実態の把握に努め、障がい者福祉のより一層の推進を図ってまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、 相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

障害者施設の職員不足につきましては、障害者施設のみならず居宅介護事業所や相談支援事業所など多くの障害福祉事業所においても同様の問題があると認識しております。

今年度、埼葛北地区地域自立支援協議会では、相談支援専門員の人材確保のプロジェクトを 実施していく予定となっております。今後とも、埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活 用し、行政や障がい福祉サービス事業者等の様々な関係機関と連携しながら、障害者施設等の 職員不足及び人材確保に関する協議や検討を進めてまいります。

- 4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。
 - (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の補助要綱の見直しに伴い、年齢制限につきましては平成27年1月1日、所得制限につきましては平成31年1月1日より県と同様の対象者といたしました。

当町では、重度心身障害者医療費助成制度を県補助事業として実施しているため、県と同様の対象者としております。そのため、年齢制限並びに所得制限につきましては、撤廃は考えておりません。なお、重度心身障害者医療費助成制度の所得制限につきましては、支給停止中の方も含め、毎年所得審査を行い、審査の結果、支給決定となった場合は「受給者証」を発行し、支給停止となった場合は、1年間支給停止となる旨を記載した「支給停止通知書」を送付し、御本人へお知らせいたします。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の補助要綱の見直しに伴い、平成27年1月1日より県と同様の対象者といたしました。

当町では、重度心身障害者医療費助成制度を県補助事業として実施しているため、県と同様の対象者としております。そのため、精神障害者保健福祉手帳1級の精神病床の入院費用助成及び、精神障害者保健福祉手帳2級所持者までの対象拡大については考えておりません。

しかしながら、64歳までに精神障害者保健福祉手帳2級を取得した方につきましては、65歳に到達し、後期高齢者医療制度の障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入された場合は、重度心身障害者医療費助成制度の対象になりますので、該当する方へお知らせしております。

なお、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が、精

神病床に入院した場合の一部負担金は、助成対象となっております。

(3) 二次障害(※)を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として 発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難 が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障がい者御本人の二次障がいも含めた障がい状況の把握に努め、医療機関等の支援機関が 適切な支援ができるように周知、啓発をしていきます。

- 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について
 - (1) 障害者生活サポート事業
 - ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

障害者生活サポート事業につきましては、当町では既に実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

生活サポート事業は利用者の要望に柔軟に対応するサービスを提供することを目的としていますが、障害者総合支援法や介護保険法のサービスが優先されます。利用に際しては、制度の趣旨を御理解頂きながら利用を頂いております。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

県の補助額は人口規模による定額のため、補助対象額を超過すると当町の負担割合がおおくなります。そのため、現時点では成人障がい者の利用料軽減は考えておりません。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券 (補助券)の検討を進めてください。

【回答】

当町においては、初乗り料金の改定を受け、令和2年度より配布枚数を最大36枚へ増や

し、交付しております。

福祉タクシー制度は、県内市町村とタクシー業者の一括協定で行われており、県内統一の運用となっておりますので、現状では100円券の導入は困難です。

しかしながら、利用者より運用の見直しを望むご意見をいただいておりますので、ご意見に つきましては、埼玉県へ伝えています。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当町における福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は、所得制限や年齢制限は設けておりません。また、介助者につきましては、対象者の付き添いとして同乗する場合において利用を認めております。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度については、県内市町村とタクシー業者の一括協定で行われており、県内 統一の運用となっております。県の補助事業の復活については、機会を捉えて要望してまいり たいと考えております。

- 6. 災害対策の対応を工夫してください。
 - (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者登録制度の対象者につきましては、ご家族がいても、災害時に支援が必要な方であれば、登録が可能となっております。

また、避難経路や避難場所につきましては、町においてバリアフリー化に努めておりますが、ご自身でハザードマップ等を活用し、危険な場所や安全な避難経路を確認することが重要になります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

杉戸町の福祉避難所は、すぎとピア及び民間の社会福祉法人施設2カ所の合計3か所となっております。

災害時、避難所への避難が必要な際は、開設されている近くの避難所もしくは、開設されていれば、福祉避難所に直接避難していただくことも可能となっております。

なお、福祉避難所を登録制とする予定はありませんが、避難行動要支援者名簿を活用し対象者の把握に努めます。

(3) 避難所以外でも、避難生活(自宅、車中、他)している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資の配付方法は、避難所にて各地域の自主防災組織やボランティアより、避難者に配付を予定しております。

そのため、避難所以外で避難されている方についても、安否確認をかねて避難所に来ていた だきたいと考えております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿には、平常時の情報提供に同意いただいた方のみをまとめた名簿と 杉戸町避難行動要支援者登録制度の対象となる方のうち、身体障害者手帳1級又は2級の方、 療育手帳の程度が④又はAの方、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方、75歳以上のひ とり暮らしの方、75歳以上のみで構成される世帯の方、介護保険で要介護の認定を受けた方 を登録した名簿の2種類があります。

災害時において、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要がある場合は、平常時の情報提供の同意等に関わらず、把握している情報が記載されている名簿を提供します。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

各種災害や新型インフルエンザ等感染症対策については、必要に応じて対策本部を設置し、 全庁一体となって取り組んでまいります。

また、国や県の保健所機能の強化についての動向を注視しながら情報収集を行ってまいります。

- 7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。
 - (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

衛生用品等の障害者施設の配布について、町内障害者施設等のニーズを踏まえながら検討 を進めてまいります。 (2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

新型コロナウイルスに感染した障がい者及び障害者施設からの相談に応じ、病状に応じて 障がい者及び障害者施設のみならず、行政から医療機関への調整を実施してまいります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

現在実施している新型コロナワクチン令和5年春開始接種につきましては、高齢者のほか、 障がいの有無に関わらず基礎疾患等をお持ちの方についても新型コロナウイルスへの感染に よる重症化リスクを早期に抑制するため、国が定めた接種対象者となっており、接種を進めて いるところです。

障害者施設に入居・入所している方は、高齢者施設と同様、各施設内においてワクチン接種 を行う「巡回接種」を実施しています。

障害者施設を利用していない障害者の方々につきましては、集団接種会場において合理的 配慮の下にワクチン接種を受けられるよう調整を図っているほか、接種会場までの移動手段 を確保するため、タクシー料金の一部公費負担を行っています。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

今年度、障害者支援施設等に対する価格高騰重点支援事業として、障害者施設の種別に応じて支援金の給付を実施します。支援金の継続については、物価高騰の情勢を見ながら、判断してまいります。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいた します。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また 雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022 年 12 月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和 5 年度から県の組織「スマートステーション flat」(令和 2 年 4 月 1 日開設)で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者は その半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわら ず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

初めに難病患者の雇用の現状ですが、難病患者である職員の情報を正確には把握していませんので、お答えすることができません。

次に難病患者の積極的な雇用ですが、全ての企業に雇用義務を課す障害者雇用率制度の対象に障害者手帳を所持しない難病患者を加える議論が国で行われています。また、その中では、疾患の病態が様々である難病患者の就労に対し就労の条件や環境などに関する課題も指摘されているところです。

このようなことから、当町としては、法令等に基づく公平で公正な職員採用を基本に、今後の雇用制度の見直しを含めた国の動向や他自治体の取組みなどを参考に検討していきたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和5年4月1日時点において、希望した保育所に入れない方(保留児童)は10名となっています。なお、待機児童は発生していません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ 児童総数を教えてください。

【回答】

令和5年4月1日時点において、町内保育園6園で合計28名の定員の弾力化による受入れを行っています。年齢別の受入れ児童内訳は、1歳児13名、2歳児4名、3歳児4名、4歳児4名、5歳児3名となっています。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

令和5年度当初における待機児童の発生はありませんが、将来における児童数や保育需要、 更には、国におけるこども施策等の動向を注視し、必要な保育定員の確保に努めます。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を

整えてください。

【回答】

個別の支援が必要な児童に対して、可能な範囲ではありますが、専任の保育士を配置し保育を行っています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現時点で町内にある認可外保育施設が認可施設に移行する計画はありませんが、施設の整備を行う際には、国の交付金等を最大限に活用していきます。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

保育士の人材確保策として、新たに町内私立保育園の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用補助を実施予定のほか、新卒保育士就職準備金貸付事業を継続するなど、保育環境の充実に期する取組を実施していきます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

保育士の人材確保策として、新たに町内私立保育園の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用補助を実施予定のほか、新卒保育士就職準備金貸付事業を継続するなど、保育環境の充実に期する取組を実施していきます。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることに

なります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳~2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

保育料については、世帯の所得状況をはじめ、その他の事情を勘案して定める(応能負担) こととされており、幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として定 めています。国が示す利用者負担の階層区分は8階層となっていますが、当町では、12階層 の区分設定としており、利用者にとって適切な負担額となるよう努めております。そのため、 現時点において軽減する考えはありません。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

給食食材費(副食費)は、幼児教育・保育の無償化以前においても、保育料の一部として保護者に負担していただく費用でした。その後、幼児教育・保育の無償化が始まり、副食費に関する費用の負担方法が実費徴収に変わりましたが、副食費自体の考え方に変わりはありませんので、これまでと同様、引き続き保護者に負担していただく考えです。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

現在、認可外保育施設として届出されている施設は、町内に2か所存在しています。当該施設に対しては、「杉戸町認可外保育施設指導監督実施要綱」に基づく指導監督を行うこととなっており、引き続き、安心安全な保育の実施に努めています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

これまで同様、保育園における定員の弾力化や各種保育施策を展開するなど、更なる子育て支援の拡充に努めていきます。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、ま

た「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・ 分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

杉戸町では令和5年度(令和5年6月1日現在)は、待機児童は発生しておりません。 なお、適正規模にするためクラブを分離・分割するには、予算の確保だけではなく人的配置 や施設の拡張など様々な問題を解決する必要があります。また、少子化による児童の減少に伴 い、放課後児童クラブを利用する児童数の今後の動向など注視する必要もあります。今後にお いても適正規模に近づけられるよう努力していきたいと考えています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

「処遇改善等事業」については、従前から申請し補助金の交付を受けております。令和3年度から運営を指定管理業者へ委託しており、指定管理業者において、放課後児童クラブで働く職員に対し処遇改善を実施しているところです。今後も指定管理業者と協議をし、引き続き処遇改善に努めてまいります。

また、「キャリアアップ処遇改善事業」については、引き続き、指定管理業者と研修等の実施について協議していきたいと考えています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、 常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるよう に改善してください。

【回答】

県の単独事業によるため、杉戸町での対応はできませんが要望したいと考えます。

【子ども・子育て支援について】

- 9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。
 - (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。 就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

当町のこども医療費支給制度につきまして、令和5年6月現在で通院・入院ともに中学校修了までの児童を対象としています。令和5年10月診療分からは、入院にかかる医療費について、18歳年度末までに拡大するため、現在事務を進めています。こども医療費制度の拡大に

ついては、国や県の補助等もないため、町の財政負担が増加することから、まずは段階的な拡大を行い、財政状況を踏まえながら慎重に検討していきます。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

先の質問においても回答しましたが、入院分のみではありますが、令和5年10月診療分からの18歳年度末までの年齢拡大に向け、現在事務を進めています。通院分の年齢拡大については、町の財政負担が大きいことから、まずは段階的な拡大を行い、慎重に検討していきます。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。 【回答】

こども医療費支給制度は、支給対象となる年齢要件等、全国で統一されていない状況にあります。居住地に関わらず、すべてのお子さんが同じ制度を受けることができるよう、県を通じて国に要望をしていきたいと考えています。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を 18 歳まで引き上げるように要請してください。 【回答】

埼玉県の補助制度では、未就学児が対象となっており、小学生、中学生のこども医療費については、町の単独経費となっております。こども医療費については、毎年、補助制度の拡大について埼玉県の町村会を通じて要望しているところです。今後につきましても、こども医療費の拡大について要望をしていきたいと考えています。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を 18 歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

検討段階とのことなので、国の動向を引き続き注視していきます。

- 10. 子育て支援を拡大してください。
 - (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18 歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。 【回答】

町の財政負担が大きいことから、現時点において支援する考えはありません。限られた財源の中で、効果的で公平性の高い施策を推進できるよう努めていきます。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

令和4年度の学校給食への杉戸産農作物の使用実績については、お米、古代米、きゅうり、 大根、にんにく、にんじん、葱、茄子、ピーマンの9種類を使用しております。

また、無償化については、町内在住の小・中学校(私立学校、特別支援学校を含む。)に在籍する第3子以降の児童・生徒について、令和5年11月分の給食費から無償化するための補正予算を令和5年9月議会に提案予定です。

なお、第2子、第1子への無償化の拡大については、第3子の無償化を実施後に国の動向や 財政状況を鑑みて検討してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020 年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活に困窮している方から相談があった際には、相談内容に応じて、当町における県の総合相談窓口であるアスポート相談支援センター埼玉東部、庁内の関係各課及び生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所などの関係機関と連携し、困窮者の状況の把握や支援機関につなぐなどの対応を図っております。ホームページやチラシの作成については、生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所と連携して対応してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人

情報を預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」を NPO の外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも ミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで 良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、 保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用す るとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われ ないようにしてください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」 と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保 護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その 希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいります。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

当町の生活に困窮した人のための総合相談窓口については、埼玉県が設置し、自立に向けた支援を行っております。そのため、当課では、庁内の各担当課や、杉戸町社会福祉協議会、また民生委員・児童委員などから、生活困窮者に関する情報が寄せられた場合には、相談内容に応じて、当町の総合相談窓口である埼玉県のアスポート相談支援センター埼玉東部や庁内の関係各課並びに生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所などの関係機関と連携し、困窮者の状況の把握や支援機関につなぐなど、個々の状況に応じた対応に努めております。